脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　建築主が講ずべき措置等	第一章　建築主が講ずべき措置等
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置（第二十二条）	第五節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十二条）
第六節　特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置（第二十二条の二）	第六節　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置（第二十二条の二）
第二章～第五章　（略）	第二章～第五章　（略）
附則	附則
第一章　建築主が講ずべき措置等	**第一章**　建築主が講ずべき措置等
第五節　特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置	**第五節**　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置
第六節　特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置	**第六節**　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置
（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）	（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）
第二十三条　法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。	**第二十三条**　法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　（略）	（略）
配置図	（略）
（略）	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
（ろ）　機器表	（略）
（略）	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	

図書の種類	明示すべき事項
（い）　（略）	（略）
配置図	（略）
（略）	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
（ろ）　機器表	（略）
（略）	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	